

BE KOBE

**令和 6 年度
国家予算に対する提案・要望
(都市局関係抜粋版)**



神戸市

提案・要望項目

| 重点項目

1. コロナ禍からの回復及び物価高騰対策 1
2. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進 5
3. グリーントランスフォーメーション（GX）の推進
4. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 広域交通結節機能の強化
6. 都心・三宮再整備の推進 6
7. 神戸医療産業都市・新産業の推進
8. スポーツによる地域・経済の活性化
9. 安全・安心なまちづくりの推進
10. 子育て・教育環境の充実
11. 保健・福祉・医療の充実
12. 地方分権改革の推進

| その他項目

1. まちの活力の創出 9
2. 安全・安心なまちづくりの推進
3. 子育て・教育環境の充実
4. 保健・福祉・医療の充実
5. 多文化共生の推進

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和6年度 神戸市

1. コロナ禍からの回復及び物価高騰対策

1 - 1. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実

»総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

1) 公共事業等に対する財政支援

○ 急激な資材高騰に対する財政支援

- ・エネルギー価格や資材価格の高騰等により、入札不調や着工延長などの影響が生じていることから、公共事業の計画的な整備に支障をきたすことがないように、緊急的な財政支援を行うこと
- ・資材高騰による工事費上昇の影響を大きく受けている雲井通5丁目地区・垂水中央東地区の市街地再開発事業に対し、地権者の生活基盤等の確保のために遅滞なく事業が推進できるよう、引き続き緊急的な措置に必要な財政支援を行うこと
- ・全員喫食制の中学校給食実施に伴い必要となる給食センターの整備に対し、急激な資材高騰に対応した財政支援を行うとともに、既存の財政支援について、超過負担の解消を図ること

2) 公共施設の運営・整備に対する地方交付税措置

○ 公共施設の安定的な運営に対する地方交付税措置

- ・庁舎や学校園などの公共施設等を安定的に運営するため、エネルギー価格の高騰に対する財政需要を、地方交付税の算定において、地方自治体の実情を踏まえ適切に反映すること

○ 公立病院の施設整備にかかる地方交付税措置の拡充

- ・近年の資材高騰等建設コストの動向を踏まえ、公立病院の施設整備にかかる病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置算定における建築単価をさらに見直すこと

1. コロナ禍からの回復及び物価高騰対策

3) 公営企業の経営維持に向けた財政支援

○ 経営状況が急激に悪化している公営企業の経営維持に向けた財政支援

- ・ 料金収入の大幅な減少や原油価格の高騰等による経営状況の急激な悪化に対応できるよう、公営企業の経営安定化のための新たな財政支援を行うこと
- ・ 資金不足が生じている公営企業の資金繰りを安定させるため、特別減収対策企業債の発行可能期間を延長するとともに、財政支援を拡充すること

- | | | |
|---------|---|--------------|
| 1) ~ 3) | 行財政局 財務課長 安居 大樹 | 078-322-5132 |
| 1) | 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課課長(事業推進担当) 鷲尾 真弓 | 078-984-0305 |
| | 都市局 地域整備推進課長 久保 真成 | 078-891-6640 |
| | 教育委員会事務局 学校支援部 健康教育課長 川西 聡子 | 078-984-0695 |
| 2) | 健康局 地域医療課課長(病院等調整担当) 梅澤 章 | 078-322-6674 |

1 - 3. 市民生活・市内事業者に対する支援

»内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

1) 市民・市内事業者への支援

○ エネルギー価格高騰に対する支援の充実

- ・市民生活や事業者の経営継続に不可欠な電気・ガス等のエネルギー価格の高騰は全国的な問題であり、国が主体となり実施すること

2) 市民生活の維持に対する支援の拡充

○ 生活困窮世帯に対する支援の充実

- ・制度改正により対象者が拡充された住居確保給付金について、市の財政負担がコロナ禍前より増大しているため、国の責任において十分な財政措置を講じること

○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援

- ・エネルギー価格を含む物価高騰、及び引き続き感染者への対応に関する負担が伴うこと等を踏まえ、医療機関における診療報酬の見直しや社会福祉施設等の給付費・措置費等の算定方法について、適切に見直しを行うこと

3) 市内事業者に対する支援の充実

○ 経済活動の維持・回復のための支援

- ・エネルギー価格等の高騰の影響を受ける企業に対し、業種・業態、事業規模に応じたきめ細やかな支援を行うこと
- ・新規融資を含め事業者の資金需要に対応できるよう、各種制度融資を拡充・継続し、返済猶予等の条件変更や借換にかかる追加信用保証料の補助を拡充すること
- ・コロナ後の社会を見据えた地域経済の活性化のため、観光需要の創出や消費喚起策を行うとともに、DX導入・事業転換等の新たな取組み、商店街等の賑わい創出にかかる支援を行うこと
- ・中小企業の雇用維持・確保のため、失業者や転職者の労働移動にかかる支援や、継続的な賃上げに資する支援を拡充すること

1. コロナ禍からの回復及び物価高騰対策

○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための財政支援

- ・ 原油価格の高騰に大きな影響を受ける公共交通事業者に対し、事業の維持・継続に必要な財政支援を行うこと

1) 行財政局 財務課長 安居 大樹	078-322-5132
2) 福祉局 暮らし支援課長 大村 元範	078-322-5217
福祉局 暮らし支援課課長(保護担当) 平野 憲司	078-322-5201
福祉局 介護保険課長 内藤 康史	078-322-6226
福祉局 高齢福祉課長 猶原 豊人	078-322-5218
福祉局 障害者支援課長 黒田 尚宏	078-322-5229
健康局 部長(地域医療担当) 梅永 司	078-322-5253
こども家庭局 家庭支援課長 平川 公則	078-322-6348
こども家庭局 幼保振興課長 花房 新也	078-322-5212
3) 経済観光局 経済政策課長 杉森 荘太	078-984-0323
経済観光局 経済政策課課長(企画担当) 大下 和宏	078-984-0332
経済観光局 経済政策課課長(中小企業金融担当) 境 智司	078-360-3205
経済観光局 経済政策課課長(雇用・労働担当) 凧 孝輔	078-984-0335
経済観光局 部長(商業流通担当) 井原 一朗	078-984-0346
経済観光局 ファッション産業課長 八木 美咲	078-984-0349
経済観光局 観光企画課長 北川 哲也	078-984-0361
都市局 交通政策課課長(交通支援担当) 杉本 保男	078-595-6716
交通局 経営企画課長 赤枝 利紀	078-984-0102

2. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

2-2. 観光誘客の推進

»国土交通省、環境省

1) 観光誘客の推進に対する支援

○ インバウンド誘客の推進に対する事業費の確保

- ・神戸空港の国際化や大阪・関西万博を見据え、関西全体のさらなる観光需要を創出するため、国・地方が一体となったインバウンド誘客のための積極的なプロモーション等、より一層の支援策を実施すること
- ・M a a Sの推進に向けて、交通手段・観光施設のキャッシュレス化やデジタル企画乗車券の発行等に対し、財政支援を拡充すること

○ 須磨海岸の再整備にかかる財政支援の継続

- ・須磨海岸エリアにおける回遊性や利便性の向上に対する継続的な財政支援を行うこと
- ・誘客に向けた新たな海上航路（神戸空港、神戸都心部、淡路等）の実証事業に対する財政支援を行うこと

○ 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実にに対する財政支援の拡充

- ・市街地からのアクセス交通（索道等）の維持・充実にを図り、六甲山の活性化を進めるため、ソフト施策に限定されている観光振興事業費補助金をハード整備にも拡充するなど、財政支援を行うこと

○ 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和

- ・六甲山における民間投資の促進を図るため、自然公園法による規制の緩和、実情を勘案した柔軟な運用を行うこと

1) 経済観光局 観光企画課長 北川 哲也	078-984-0361
都市局 交通政策課課長（交通政策担当） 西野 真司	078-891-6406
港湾局 海岸防災課課長（防災担当） 森本 良二	078-595-6324
港湾局 港湾計画課長 谷 幸治	078-595-6297
都市局 交通政策課長 吉田 匡利	078-595-6714
経済観光局 観光企画課課長（観光事業担当） 村上 里佳	078-984-0361

6. 都心・三宮再整備の推進

6-1. 都心・三宮再整備の推進

»法務省、財務省、国土交通省

1) 三宮周辺地区の再整備に対する支援

○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業に対する事業費の確保

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の中で整備される新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備を遅滞なく進めていくための事業費を引き続き確保すること

（参考）【新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備 経緯】

令和2年3月 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」とりまとめ

令和2年4月 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」事業化

令和9年度頃 工事完了（予定）

○ 雲井通5・6丁目地区の再整備等に対する財政支援の継続

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の遅滞のない安定的な事業推進、続くバスターミナル（Ⅱ期）整備を含む雲井通6丁目地区の再開発の円滑な事業化に必要な国際競争拠点都市整備事業等による財政支援を継続すること

（参考）【Ⅰ期・雲井通5丁目地区】

令和元年度 市街地再開発事業及び都市再生特別地区都市計画決定

令和4年度 工事着手

令和9年度頃 工事完了（予定）

○ 「えき～まち空間」等の実現に向けた支援の継続

- ・「えき～まち空間」の核となる三宮クロススクエアの整備へのまちなかウォークアブル推進事業による財政支援を継続するとともに、三宮クロススクエアと連携した国道2号の交通結節機能強化や交通円滑化の取組みを行うこと
- ・乗換動線強化や回遊性向上のための三宮駅周辺デッキ整備、新交通三宮駅改良事業、税関線や三宮地下街（さんちか）の再整備、及びエリアマネジメント推進などに向けた、都市構造再編集中支援事業等による財政支援を継続すること

○ ウォークアブル推進税制の継続

- ・ウォークアブル推進税制については、令和6年度以降も延長すること

（参考）ウォークアブル推進税制

- ・概 要：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）にて、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、税の軽減措置を講じる制度

- ・対象税目：固定資産税、都市計画税

6. 都心・三宮再整備の推進

○ 市街地再開発事業の認可等にかかる要件や区分所有者の合意要件の緩和

- ・ 地権者の同意要件や耐火建築物の割合要件など、都市再開発法に基づく施行要件の緩和を行うこと
- ・ 区分所有者の合意割合など、区分所有法に基づく建替決議要件の緩和を行うこと

(参考)【認可にかかる同意要件】

現行：土地所有者、借地権者の数のそれぞれ 2/3 以上の同意、及び面積 2/3 以上の同意

【耐火建築物の割合要件】

現行：耐火建築物の建築面積または敷地面積が区域内の建築物の当該面積合計の 1/3 以下

【区分所有者の合意割合】

現行：区分所有者の 4/5 以上

○ 市街地再開発事業の土地取得に関する柔軟な取扱い

- ・ 権利変換期日から価額確定までが 5 年を超える市街地再開発事業においても、権利者保護の観点から、従前権利者が権利変換によって取得する資産に対する地方税法上の不動産取得税の控除が適用されるよう扱うこと
- ・ 再開発会社施行における第一種市街地再開発事業を通じて、公益的な利用を目的に国または地方公共団体が保留床を取得する場合には、当該事業への影響を考慮して、再開発会社を介さずに当該資産を施設管理予定者が取得できるようにすること

2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

○ 神戸第 2 地方合同庁舎別館の早期解体による憩い空間の創出への協力

- ・ ウォーターフロントの魅力あるまちづくりに向けて、現在使用されていない神戸第 2 地方合同庁舎別館を早期解体すること

○ 再開発に向けた国有地の柔軟な処分

- ・ 市が主体性を持って再開発に取り組むため、都市再生緊急整備地域内の国有地は市への土地譲渡を前提とする柔軟な処分を行うこと
- ・ 市が買い受けた新港地区の国有地（市が一定の埋立負担を有する）を民間に処分する際は、国の関与なく、市の裁量で処分方式を決定できるようにすること

6. 都心・三宮再整備の推進

○ 回遊性強化及び賑わい創出に必要な事業費の確保

- ・ ウォーターフロントエリアの回遊性を強化し、さらなる賑わい空間の創出を図るため、中突堤・高浜地区において実施する京橋船だまりの再編及び緑地整備に対する財政支援を継続すること
- ・ インバウンド誘客を含むさらなる賑わい創出のため、ウォーターフロントエリアにおいて実施する緑地の再整備及び高質化に対する財政支援を行うこと

(三宮周辺エリア図)



- | | | |
|-------------------------|-------|--------------|
| 1) 都市局 都心再整備本部 都心再整備部部长 | 原田 充 | 078-984-0303 |
| 都市局 都市計画課長 | 大川 泰文 | 078-595-6697 |
| 2) 港湾局 ウォーターフロント再開発推進課長 | 松浦 啓介 | 078-595-6305 |
| 港湾局 港湾計画課課長 (事業調整担当) | 香川 昌広 | 078-595-6303 |

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和6年度 神戸市

1. まちの活力の創出

»文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 公共交通機関の利用促進等の充実

○ 地域の玄関口である鉄道駅の魅力向上を図るための財政支援

- ・鉄道事業者と市が連携して実施する、沿線を活性化し利用者増につながる駅施設等の改修に対して財政支援を行うこと

2) 道路整備の推進

○ 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備のための財政支援の継続

- ・踏切の除却に加え、歩行者の安全確保や地域の一体化などの連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、電線共同溝を含めた関連道路整備に対する財政支援を継続すること

○ 都心内道路の再整備に対する財政支援の継続

- ・都市の魅力向上に向けて、生田川右岸線の機能強化などの道路空間再整備を進めるため、財政支援を継続すること

3) 公園整備等の推進

○ 都市公園リノベーション及び都市緑化推進に対する財政支援の継続

- ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編に必要となる財政支援を継続すること
- ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラ整備に必要となる財政支援を継続すること
- ・都心・三宮再整備事業において、都市の魅力を向上させ、神戸のシンボルとなる東遊園地の再整備への財政支援を継続すること

○ 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進に対する事業費の確保

- ・国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接するしあわせの村とあわせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されており、残りの区域についても早期に供用が開始できるよう事業費を確保すること

4) 市街地整備の推進

○ 密集市街地における住環境整備に対する財政支援の継続

- ・ 延焼危険性の低減及び避難困難性の解消のため、老朽建築物除却に対する補助や都市計画道路の整備、防災街区整備事業等に対する財政支援を継続すること

○ 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に対する財政支援の継続

- ・ 駅前再開発事業により整備された鈴蘭台駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、事業区域内の旧兵庫商業高校跡地を活かしたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業に対する財政支援を継続すること

○ 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業にかかる財政支援の継続

- ・ 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた新長田駅南地区の震災復興市街地再開発事業では、最後の1工区（腕塚5第3工区）において、特定建築者制度を活用した事業の推進を図っており、特定建築者にかかる財政支援を継続すること

○ 民間市街地再開発事業等に対する事業費の確保

- ・ 良好な住環境の形成や地域活性化を図るため、耐震性不足や老朽化が進む地区において、市街地再開発組合等が実施する市街地再開発事業や優良建築物等整備事業に対する財政支援を行うこと

5) 住宅政策の推進

○ 市営住宅マネジメント計画に基づく市営住宅の再編・改修等に対する財政支援の継続

- ・ 市営住宅マネジメント計画に基づく改修・更新時期を迎える大量の市営住宅の再編（廃止・建替え）・改修事業、及び大規模市営住宅におけるまちづくりの観点から踏まえた居住機能再生事業について財政支援を行うこと

○ すまいに関する相談・情報提供事業の交付金における取扱いの緩和

- ・ 住情報施策をはじめとした基礎的な住宅施策については、基幹事業の事業量に左右されない安定的な運営が必要なことから、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置づけること、または、提案・効果促進事業の合計事業費の比率の上限を緩和すること

○ 中古住宅の取得時にかかる税制支援制度の充実

- ・増加する空き家対策として既存ストックを有効活用するため、中古住宅の取得時に、新築住宅取得時以上の税制面の優遇措置を行うこと

○ 居住支援協議会に対する財政支援の拡充

- ・居住支援法人やその活動を支援する居住支援協議会の取組みが今後ますます重要となることから、財源となる居住支援協議会等活動支援事業については、今後も安定的に活動を行うために必要な財政支援を行うこと

○ マンション長寿命化促進税制にかかる対象要件の緩和

- ・マンションの管理適正化及び管理計画認定制度の推進のため、マンション長寿命化促進税制の対象要件を緩和すること

○ 住宅の省エネに関する補助制度の統合及び補助実績の共有

- ・制度利用者の利便性の向上のため国土交通省、経済産業省、環境省の各省で実施されている住宅の省エネに関する様々な補助制度について、省庁の枠に捉われず、類似の補助制度を整理、統合するとともに、それぞれの補助実績について定期的に自治体に共有すること

6) 持続可能な漁業の推進

○ 豊かな海づくりの取組みに対する新たな財政支援

- ・海域への栄養塩類の供給を推進するため、漁業者が行う深場での海底耕うんの取組みに対する支援制度を創設すること

7) 博物館・美術館・文化財へのインバウンド誘致の促進

○ 博物館や文化財の展示・解説の多言語化・VR／AR技術の導入を図るための財政支援

- ・訪日外国人旅行者の増加と滞在体験の満足度の向上のため、母語での案内・対応が重要であることから、インバウンド対策事業の財政支援を強化すること

